

檜葉町耐震改修促進計画

平成 20 年 4 月

檜 葉 町

目 次

1 基本方針

2 耐震化の現状及び目標

- (1) 想定される地震の規模、被害の状況
- (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

3 住宅耐震化の実施計画

- (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
- (2) 住宅の耐震診断・改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

4 建築物耐震化の実施計画

- (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策
- (2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

- (1) ハザードマップの作成・公表
- (2) 相談体制の整備
- (3) パンフレットの作成とその活用
- (4) 町内会等との連携
- (5) その他

資 料

楢葉町耐震改修促進計画

1 基本方針

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。

このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物（以下「旧基準建築物」という。）でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、本年7月に発生した新潟県中越沖地震では現在も多くの方々が避難生活を強いられています。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。当地域においても、双葉断層地震、福島県沖地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震については、その発生確率が30年以内で99%と公表されており（政府地震調査研究推進本部により平成19年1月10日公表）本町への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成19年1月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本町においても今後発生が予想される大地震等の被害を最小限に食い止め、町民の生命と財産を守るために、旧基準建築物の耐震診断及び耐震改修を推し進め、耐震性能の向上を図ることが重要となってきています。特に、建築物の多数を占め、生活に密着している木造住宅において、耐震性能の向上が急務であることから耐震診断並びに耐震改修の実施を促す必要があります。

また、「楢葉町地域防災計画」の中で、避難施設等に位置付けされている学校、体育館をはじめとした町有建築物等の耐震診断・改修を推し進め、耐震性能の向上を図ることが大変重要であると考えます。

さらには適正な耐震診断体制の整備や町民への防災意識の向上、町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上を図るなど計画促進のための環境整備づくりに積極的に取り組みます。

2 耐震化の現状及び目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

楢葉町地域防災計画においては、「双葉断層地震」、「福島県沖地震」が本町へ大きな影響を及ぼす地震として想定されております。また、本町は「宮城県沖地震」について防災対策推進地域に指定されています。

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い、相馬市、旧原町市及び旧鹿島町（現南相馬市）を中心として周辺の相馬郡や双葉郡など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定されます。

また、福島県沖では、過去に 100～200 年程度の周期でマグニチュード 7 前後の地震が同一の場所で数回繰り返して発生しており、津波を伴う場合もあります。福島県沖地震では、いわき市から旧原町市（現南相馬市）に至る沿岸部の広い範囲で最大震度 6 弱の大きな揺れが発生するものと予想されます。 1

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

表 1 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画・震災対策編 平成17年修正より抜粋）

想定区分	双葉断層地震	福島県沖地震	宮城県沖地震
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km	M7.5～M8
想定震度	最大 6 強	最大 6 弱	最大 5 強 (H17.8.16.県記録)
木造大破棟	7,723 棟	4,733 棟	554 棟 (H17.8.16.県記録)
非木造破壊棟	217 棟	158 棟	
死者（夜 / 昼）	553 人 / 203 人	346 人 / 131 人	
負傷者（夜 / 昼）	2,908 人 / 2,948 人	1,632 人 / 1,661 人	

（上表数値は想定影響地域の総計を示しています。）

1：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条の規程により内閣総理大臣が指定

（2）耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

住宅の耐震化促進は、大地震による被害を減らす最も有効な手法とされていますが、耐震診断や耐震改修はあまり進んでいないのが実情です。

しかし、いざ大地震が起これば、大きな損失が出るのは明白であり、倒壊した建物は消火や救助活動に必要な道路をふさぎ、火事の延焼路となる可能性もあります。

これら、住宅の被害を少なくすることは、災害時の対策・負担（居住箇所の確保・復旧、医療・救援物資負担等）の軽減にも繋がることから、耐震化の促進は個人の財産の問題を超えて、社会的な要請と考えられます。

このため、町内の旧基準建築物の耐震診断措置を高めることにより、不測の事態への対応や、耐震改修工事の実施へと促すことができ、建築物の安全性の確保・向上が推進され、震災に強いまちづくりを構築することが可能となります。

また、近年、住宅の新築着工件数が伸び悩む中、リフォーム工事は増加しており、その方々が工事を行う際に耐震診断等による情報提供を行うことで、民間の旺盛な建設需要を活かし、良好な住宅ストックへの改善を図ることが可能となります。

住 宅

平成 19 年 1 月現在の土地家屋課税台帳によると、本町の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅 2,992 戸のうち、耐震性がある住宅は約 2,067 戸で耐震化率は 69.08% です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90% とすることを目標とします。

表2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(平成19年調査による棟数)

区分	昭和56年以降 の住宅	昭和55年以前 の住宅	住宅数 (+)	耐震性有 住宅数 (+)	現状の耐震化率 (%) (平成19年度末) /	耐震化率の 目標 (%) (平成27年度末)
		うち 耐震性有				
木造	1,450	1,373 453	2,823	1,903	67.41	
非木造	132	37 32	169	164	97.04	
合計	1,582	1,410 485	2,992	2,067	69.08	90

木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。

昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のは耐震性能がないものと見なした。

特定建築物

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「法」といふ。)第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)が総数10棟存在し、このうち5棟(50.00%)の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、5棟(50.00%)については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

なお、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はありません。

また、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物に該当するものもありません。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年度末までに100%とすることを目標とします。

表3 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

(平成20年調査による棟数)

	昭和56年6 以降の建築	昭和56年5月 前の建築物	建築物数 (+)	耐震性有 建築物数 (+)	現状の耐震化率 (%) (平成19年度末) /	耐震化率の 目標 (%) (平成27年度末)
		内耐震性有				
法第6条 第1号	4	6 1	10	5	50.00	100
法第6条 第2号	0	0 0	0	0		
法第6条 第3号	0	0 0	0	0		
合計	4	6 1	10	5	50.00	

表4 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値(単位: %、棟)

	現況 (H19年度末)	目標値 (H28年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標値	現況	目標値
特定建築物(法第6条第1号)	50.00 (5/10)	100	50.00 (4/8)	100	50.00 (1/2)	100
防災拠点施設 (庁舎、公益上必要な施設)	100.00 (3/3)	100	100.00 (3/3)	100		
避難施設 (学校、体育館等)	20.00 (1/5)	100	20.00 (1/5)	100		
緊急医療施設 (病院、診療所等)						
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館、遊技場、銀行等)	100.00 (1/1)	—			100.00 (1/1)	
多数が利用する施設 (賃貸住宅[共同]、事務所等)	0.00 (0/1)	100			0.00 (0/1)	100

町が所有管理する公共建築物の耐震化について、平成27年度末100%を目標値とする。

3 住宅耐震化の実施計画

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅の耐震化を促進するためには、住宅の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

檜葉町木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、耐震診断を行う建築士等の派遣に要する費用の一部を負担するために、「檜葉町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」を平成20年4月1日より施行し、より多くの町内全域にある旧耐震基準木造住宅の耐震診断を行うことを目標に事業を実施しています。

(国、福島県による診断費用の補助制度を活用します。)

表5 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	・ 旧耐震基準により建設された戸建て住宅で(昭和56年5月31日以前に建築着手)、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「桝組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
耐震診断者	・ 県が実施する木造住宅耐震診断等講習会を受講した建築士法第5条規定する建築士
診断の方法	・ 財団法人日本建築防災協会の耐震診断と補強方法に掲載されている一般診断法に基づき診断し、診断結果については、耐震診断結果通知書を派遣依頼者に通知する
診断費用の個人負担	・ 1診断一律6,000円
診断費用の国、県、町の負担	・ 国 : 1/2 県 : 1/4 町 : 1/4

楢葉町木造住宅耐震改修支援事業

町内の住宅の所有者が耐震基準を満たさない木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助するために、「楢葉町木造住宅耐震改修支援事業実施要綱」を平成20年4月1日より施行し、毎年10戸を目標として事業を実施しています。(国、福島県による耐震改修工事費用の補助制度を活用します。)

表6 木造住宅耐震改修支援事業の概要

対象住宅	・ 旧耐震基準により建設(昭和56年5月31日以前に建築着手)され耐震基準をみたさない戸建て住宅で、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「桝組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅かつ年度内に耐震改修工事が完了するもの
補助の対象となる経費	・ 耐震改修工事に要した費用
補助金の交付額等	・ 耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ600,000円以内の額かつ租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額
補助金の国、県、町の負担	・ 国 : 45% 県 : 27.5% 町 : 27.5%

なお、建築物の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合は、町営住宅の積極的な紹介に努めるとともに、民間賃貸住宅等の紹介が可能となるように不動産業者との連携体制を検討します。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制(建築士と大工の2名以上)報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

町民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の広報を町広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を促します。

また、行政区長会議等町主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

併せて、参加旅費等への助成制度等を検討します。

4 建築物耐震化の実施計画

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討いたします。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても検討いたします。

(2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

地震発生時に重要な役割を担う建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路

重点的に耐震化すべき区域は、楢葉町地域防災計画第2編第1章第3・7節で定める緊急輸送道路・避難道路及び避難地等の沿道とします。

表7 地域防災計画で指定されている路線等

種	別	路線等名	備考
緊急輸送路	県指定路線	高速自動車道 常磐自動車道	第1次確保路線
		一般国道6号	〃
	町指定路線	楢葉町地域防災計画に基づき策定される「緊急輸送計画」により選定される路線	
避難路等	避難路	楢葉町地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される路線	
	避難施設	小学校、中学校、体育館、地区集会所	

この楢葉町地域防災計画に定めた緊急輸送道路・避難道路の沿道及び避難施設には耐震性能を確認すべき建築物が多数存在します。

そうしたことから、町有施設については平成27年度までに90%の施設の耐震診断を実施し、その結果を踏まえて次年度以降に耐震補強工事等の耐震化を進め、その他の避難施設に位置付けされている町有施設等についても積極的に耐震化の促進に努めます。

表8 町有施設の耐震診断状況（平成20年3月末現在）

項 目	棟 数	割 合
新耐震基準又は直営診断により基準を満たす施設	79棟	30.5%
県標準設計により基準を満たす施設	12棟	4.6%
直営診断により基準を満たさない施設	11棟	4.2%
未実施	157棟	60.6%
計	259棟	100%

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

(1) ハザードマップの作成・公表

町では、2の(5)の建築物、道路等を記載した地図を作成し、公表します。また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）」の作成を検討します。

(2) 相談体制の整備

建設課を建築相談の窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全課や相双地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとします。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

(4) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、町と行政区との

連携も重要です。

町は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

(5) その他

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

資 料

- 1 住宅の耐震化の現状
- 2 特定建築物の耐震化の現状
建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号建築物